

## ～安心して子育てができる環境を整える～

## 栃木市産後ケア事業について

## 1 目的

産後に家族等から家事や育児などの援助が十分に受けられず、心身の不調や育児不安等により、特に支援が必要な母子に対して、安心して子育てができるよう産後の生活を支援する。

## 2 利用できる方

産後4か月未満の母子のうち、家族等から家事、育児等の援助が受けられない方で、次のいずれかに該当する方。ただし、医療行為が必要な方は利用できません。

- ① 出産後の回復に不安があり、支援が必要と認められる方
- ② 育児に対する不安が強く、支援が必要と認められる方
- ③ その他市長が必要と認めた方

## 3 利用できるサービスの種別、日数

宿泊型（病院等に宿泊して支援を受ける）と通所型（病院等に来所して支援を受ける）が選択できます。宿泊型、通所型併せて1人7日間を上限とします。

## 4 病院等に宿泊・通所して受ける支援の内容

- ① お母さんのケア：健康状態のチェック、生活面の助言や指導、母乳相談
- ② 赤ちゃんのケア：乳児の健康状態の観察ポイントの助言
- ③ その他：育児相談、沐浴・授乳等の育児指導、育児情報の提供 等

## 5 利用者の自己負担額

|                |         |        |
|----------------|---------|--------|
| 【宿泊型：1泊3万円の場合】 | 生活保護世帯  | 1,500円 |
|                | 非課税世帯   | 3,000円 |
|                | それ以外の世帯 | 6,000円 |
| 【通所型：1日1万円の場合】 | 生活保護世帯  | 500円   |
|                | 非課税世帯   | 1,000円 |
|                | それ以外の世帯 | 2,000円 |

## 6 利用施設 市内近隣の医療機関や助産所等

## 7 利用方法等 利用希望初日の7日前までに、健康増進課（栃木保健福祉センター内）へ申請（平成30年4月1日以降受付）が必要となります。

※受付後、保健師等が状況を確認して利用の可否を決定します。

### 栃木市産婦健診費用助成について

平成30年4月から、産婦健診にかかる費用を一部助成します。また、産婦健診の際に、産後うつ質問票を導入し、うつ症状の早期発見を図ります。

産後うつの多くは、出産から生後2か月頃までに発症するといわれ、約10人に1人はその疑いがあるとされています。産後うつは育児放棄や新生児への虐待につながる恐れもあることから、産婦健診の結果を踏まえて、リスクがある場合には家庭訪問等の迅速なサポートを行うとともに、同時に開始する産後ケア事業につなげます。

- 1 対象者 平成30年4月以降に産婦健診を受ける方
- 2 助成回数 2回（産後2週間及び1か月）
- 3 助成額 1回 5,000円
- 4 助成方法 母子手帳交付時に妊婦健診受診票と一緒に、産婦健診受診票2回分（5,000円/1回）を配布する
- 5 その他 すでに母子健康手帳を交付され、4月以降に産後健診を受ける予定の方に対しては、郵送にて産婦健診受診票を送付する

#### 【問合せ先】

●産後ケア事業に関すること  
健康増進課  
子育て世代包括支援センター係  
担当： 高橋 親松  
電話： 0282-25-3505

●産婦健診費用助成に関すること  
健康増進課  
母子保健係  
担当： 渡辺 大阿久  
電話： 0282-25-3512